



伊賀市学校みらい構想 基本計画



図 教育総務課 ☎ 22-9644 FAX 22-9647

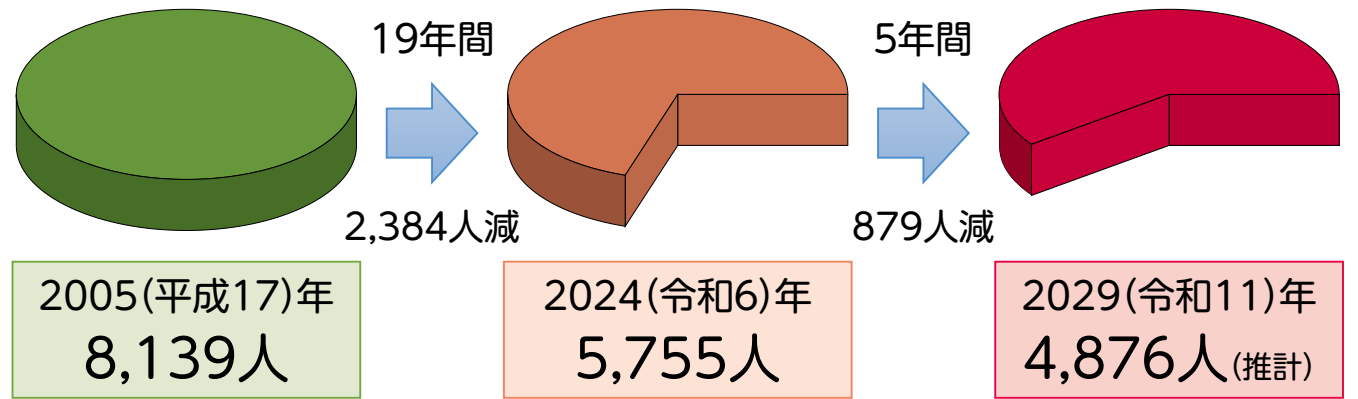
市では、人口減少や児童生徒数の急減、学校の小規模化などの変化に対応し、将来にわたって教育環境の充実を図ることを目的として、「伊賀市学校みらい構想基本計画」を策定しました。義務教育 9 年間を通して、こどもたちの資質や能力を引き出し、個性と多様性を尊重しながら、未来を創造できる人材の育成をめざします。

伊賀市の学校の現状

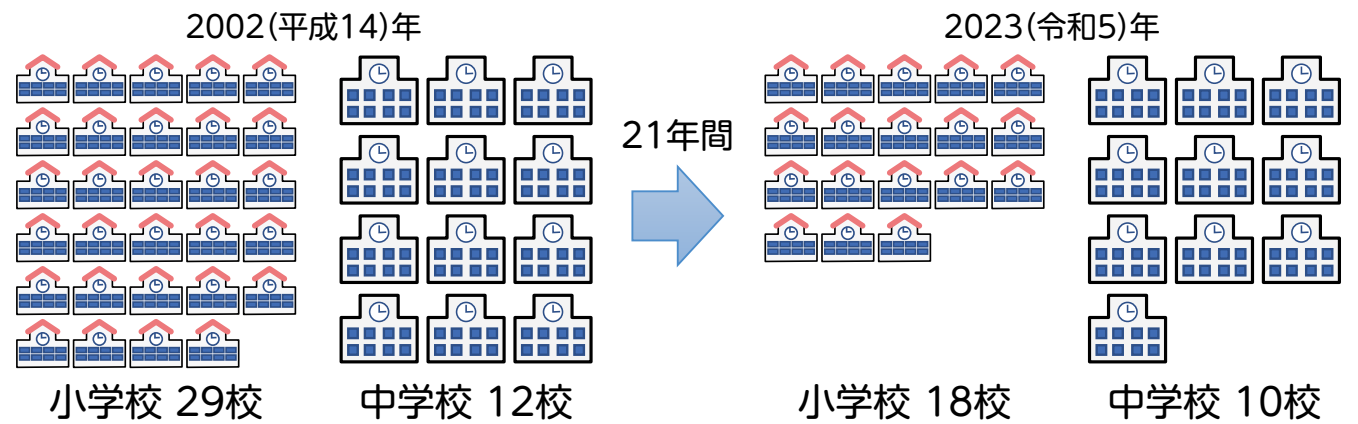
◆児童生徒数の推移と校区再編の経緯

平成 17 年から令和 6 年までの 19 年間で、伊賀市の総人口は約 18,300 人減少しました。特に 0 ～ 14 歳の年少人口は 4,773 人減少し、急速な少子化が進んでいます。

また、平成 17 年に 8,139 人だった市立小中学校の児童生徒数は、令和 6 年には 5,755 人に減少しました。さらに令和 11 年には約 4,900 人になると推計されています。



平成 16 年に策定した上野市校区再編計画を起点として、合併後も伊賀市は校区再編を継続してきました。合併前の平成 14 年に 29 校あった小学校は令和 5 年に 18 校に、12 校あった中学校は 10 校に再編されています。



◆学校別学年学級数の推計

令和 6 年度において、小学校では全学年で複数学級がある学校は 4 校、一部複数学級が 3 校、11 校は全学年で 1 学級です。中学校では全学年複数学級が 6 校、一部複数学級が 1 校、3 校は全学年で 1 学級です。

10 年後には、小学校で全学年に複数学級がある学校は 2 校、12 校が全学年で 1 学級、4 校が複式学級*となる見込みです。中学校では複数学級が 5 校、全学年で 1 学級が 5 校となる見込みです。

※複式学級とは：2 つ以上の学年の児童・生徒を一つの学級に統制した学級

みらいを拓く児童生徒に望ましい小中学校の教育環境

みらいの学校規模・学校配置は、一定の規模における学習集団での学びにより、一人ひとりにとって最適な学びと協働的な学習を進め、教育効果を高めることを第一に考える必要があります。

今後の人口予測から児童生徒数の減少による学校の小規模化が進むことが考えられ、また、地理的な状況や地域のさまざまな事情の考慮が必要な場合もあります。このような状況と児童生徒と保護者を対象としたアンケートの結果なども踏まえ、望ましいみらいの学校規模・学校配置として基本的な方針を定めます。

◆学校規模（学級数）

小学校 1 学年 2 ～ 3 学級 全学年で 12 ～ 18 学級
中学校 1 学年 3 ～ 6 学級 全学年で 9 ～ 18 学級

◆学級規模（学級人数）

小学校・中学校とも 1 学級あたり少なくとも 18 人以上
※三重県学級編制基準による学級編制を基本とする

◆早期に適正化の検討が必要な学校

- 複式学級が存在する（見込まれる）学校
 - 全学年が単学級（単学級が見込まれる）、かつ学年平均児童生徒数が望ましい学級規模の基準に満たない（満たないことが見込まれる）学校
- ※中学校は、生徒数に関わらず全学年が単学級（単学級が見込まれる）の学校

◆学校配置（通学距離と通学時間）

通学距離 小学校 おおむね 3 km 以内
中学校 おおむね 5 km 以内
通学時間 小学校・中学校ともおおむね 1 時間以内
※通学距離が基準を超える場合は、通学手段の確保により通学時間が基準範囲内となるようにする。

◆通学の方法と費用負担や補助

項 目	内 容	
	小学校	中学校
通学方法の基本	徒歩通学	徒歩・自転車通学
通学距離の基準	居住地区の仮定集合場所から学校までの距離（徒歩・自転車通学が可能な通学路を経由したもの）	
遠距離通学の基準	通学距離 3 km 以上	通学距離が 5 km 以上
通学時間の基準	おおむね 1 時間以内	
スクールバス・公共交通機関の利用基準	遠距離通学の児童・生徒	
通学費補助の対象	対象：遠距離通学にかかる費用、要保護、準要保護世帯の児童・生徒が公共交通機関を利用した場合の費用 対象外：スクールバスを利用して通学している場合、校区外通学、他の法令等で通学に要する費用の援助を受けている場合	
通学費補助の割合	同じ通学方法で差異が無いよう統一した割合（金額）	

◆義務教育 9 年間を見通した学校体系

- 小中一貫型の学校・義務教育学校の設置
現在、伊賀市では各中学校区単位の小中学校の教職員が情報交換や研修などを通じて、小学校から中学校への円滑な接続をめざして小中連携教育に取り組んでいます。
今後、児童生徒のよりよい学びと多様化・複雑化する学校課題に対応するため、義務教育 9 年間を見通した学校体系の一つとして小中一貫教育への取り組みを検討する必要があります。
- 小規模校の存続を考えた特認校制度
小規模校を存続させる場合、児童生徒の学びのために充実した教育を前提とし、小規模校の良さを生かし課題を緩和する方策の検討が必要です。
また、地域と連携した自然や伝統などの地域環境を生かした少人数での特色ある教育活動などを取り入れた学校運営についても、必要に応じて検討することが考えられます。

今後の進め方

具体的な学校の再編などを検討・推進するにあたり、早期に適正化の検討が必要な学校区を選定し、保護者や地域の皆さんに学校教育環境の現状と課題を説明します。関係する皆さんの理解と協力、参画を得ながら、既存の学校施設を活用するなど、将来世代の負担の軽減も考慮して取り組みます。